

さいたま市介護支援専門員研修等支援事業補助金交付要綱

令和8年3月30日福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定を受けているさいたま市内の事業所（以下「市内事業所」という。）における、介護支援専門員等の確保を支援することを目的に、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において次の各号に掲げる研修を修了した者又は試験に合格した者を雇用する（法人の代表者又は役員として資格を活用した業務に従事する者も含む。以下同じ。）市内事業所を運営する法人を交付対象とする。

- (1) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験
- (2) 法第69条の7第2項に規定する都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員再研修」という。）
- (3) 法第69条の8第2項に規定する更新研修及び同項但し書きに規定する更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修（以下「専門研修」という。）
- (4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (5) 省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- (6) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条に規定する介護福祉士試験

2 前項の法人は、次の各号に定める条件を満たすものに限る。

- (1) 前項各号の研修を受講し、又は試験を受けた者（以下「受講者等」という。）に対し、実績報告日時点において、その費用を補助していることが確認できる法人
- (2) 実績報告日時点において、運営する市内事業所において、前項各号の者を3か月以上継続して雇用していることが確認できる法人
- (3) 実績報告日時点において、受講者等を、取得又は更新した資格が必要となる業務に従事させていること。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の受講者1人当たりの交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

1 種目	2 基準額	3 補助対象経費
介護支援専門員実務研修受講試験	10,000円	受講者等が納付する受講料等。ただし、受講者等が他の補助等を受けている場合は、当該補助等金額を差し引いた額。
更新研修	20,000円	
専門研修Ⅰ・Ⅱ	各10,000円	
介護支援専門員再研修	24,000円	
主任介護支援専門員研修	29,000円	

主任介護支援専門員更新研修	10,000円
介護福祉士国家試験	13,000円

2 交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付の申請は、様式第1号に關係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を様式第2号により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業を中止又は廃止した場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）して追加交付申請等を行う場合には、様式第3号に關係書類を添えて、速やかに市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときに、市長が指定する期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定、交付等)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を様式第5号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からの請求書の提出により交付する。

(補助事業に係る調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付規則第22条の規定に基づき、交付の対象となる者に対して報告を求め、又は関係帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、交付の対象となる者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。